司法試験委員会会議(第66回)議事要旨

(司法試験委員会庶務担当)

1 日時

平成22年6月2日(水) 15:00~17:30

2 場所

法務省第一会議室

- 3 出席者
 - 〇 司法試験委員会

(委員長) 髙橋宏志

(委員) 奥田隆文, 木村光江, 酒井邦彦, 土屋美明, 羽間京子, 松島 洋(敬称略)

〇 平成22年新司法試験考査委員(議題(6)のみ出席)

小寺 彰, 千葉 明(敬称略)

〇 司法試験委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課)

林 眞琴人事課長, 宮崎香織人事課付, 倉澤貴雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成22年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について(協議)
- (2) 平成22年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について(協議)
- (3) 平成22年新司法試験の実施状況について(報告)
- (4) 平成22年新司法試験考査委員の推薦について(協議)
- (5) 司法試験予備試験について(協議)
- (6) 平成23年新司法試験の実施について(協議)
- (7) 次回開催日程等について (説明)

5 配布資料

- 資料 1 短答式試験の受験期間別・職業別受験者数調(平成18~22年度)
- 資料2 平成22年新司法試験受験状況
- 資料3 司法試験予備試験における試験科目の範囲について(答申)(案)
- 資料4 平成23年新司法試験の実施日程等に関する意見募集の実施について
- 資料 5 平成 1 8 年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目(専門的な法律の分野に関する科目)の選定について(答申)
- 資料6 前期検討事項の検討結果について(報告)(平成16年12月10日新司法試験問題検討会(選択科目))(抜粋)
- 資料7 新司法試験論文式試験における国際関係法(公法系)の出題イメージ及び出題 の方針について
- 資料8 科目別大学合計数等(平成19年及び平成20年)
- 資料9 司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目) の改正に関する意見募集の結果について(提出意見一覧)(抜粋)

資料10 司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目) の改正に関する意見(財団法人国際法学会理事長 櫻田嘉章)

6 議事等

- (1) 平成22年度旧司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について(協議)
 - 〇 平成22年度旧司法試験第二次試験短答式試験について、及落判定考査委員会議の 判定に基づき、合格点47点以上の、742名を合格者とすることが決定された。
 - 〇 「旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第10条に基づく合格者の受験番号の官報公告は、6月16日(水)付け官報により行うこととされた。
 - 〇 事務局から、資料1に基づき、旧司法試験第二次試験短答式試験の受験期間別及び 職業別受験者数について、報告がなされた。
- (2) 平成22年新司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について(協議)
 - 〇 平成22年新司法試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式 試験の各科目において満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の 合計得点が215点以上の成績を得た5、773人を短答式試験の合格に必要な成績 を得た者とすることが決定された。
- (3) 平成22年新司法試験の実施状況について(報告)
 - 〇 事務局から、平成22年新司法試験の実施状況について、資料2のとおり報告がな された。
- (4) 平成22年新司法試験考査委員の推薦について(協議)
 - 〇 平成22年新司法試験考査委員として別紙記載の者を法務大臣に推薦することが決 定された。
- (5) 司法試験予備試験について(協議)
 - 【髙橋委員長】 次に、議題5の「司法試験予備試験について」です。まず、事務局から説明をお願いします。
 - 【林人事課長】 前回の会議で御報告申し上げたとおり、司法試験予備試験の試験科目 の範囲を定める法務省令の制定等について、法務大臣から諮問がありました。前回 の会議において、新司法試験の必須科目の考査委員に対するヒアリングの際に、こ の点について併せて意見を伺ったところ、新司法試験と同様、商法から第3編海商 を除外し、それ以外には省令で除外すべき部分はないとの意見でした。この点について、御審議をお願いします。
 - 【髙橋委員長】 御意見、御質問はありますか。

御意見等がないようですので、確認しますが、司法試験予備試験については、新司法試験の受験資格を与える試験ですので、法律基本科目については、新司法試験で除外している商法の海商に関する部分以外に、特に省令で試験科目から除外しておく部分はない、すなわち、商法の海商に関する部分のみを除外するということでよろしいでしょうか。

また、一般教養科目と法律実務基礎科目についても、特に省令で範囲を画する必要はないということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

【髙橋委員長】 それでは、そのように決定します。引き続き、答申の文面について協議します。資料3は、事務局で準備した答申案ですので、御覧ください。内容は、「平成22年4月20日付け諮問第5号を受け、司法試験予備試験に関し、短答式及び論文式による筆記試験並びに口述試験の試験科目の範囲を定める法務省令の制定の要否及びその内容について審議した結果を、次のとおり答申する。司法試験法第5条第5項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式及び論文式による筆記試験の商法について、商法(明治32年法律第48号)第3編海商に関する部分を除いた部分とするのが相当である。」というものです。この答申内容でよろしいでしょうか。

(一同了承)

【髙橋委員長】 それでは、この内容で答申することを決定します。

- (6) 平成23年新司法試験の実施について(協議)
 - 論文式試験の民事系科目における大大問の見直し及び論文式試験の必須科目における試験時間の分割に関し、平成23年新司法試験の実施日程等について、資料4のとおり意見募集を実施することが決定された。
 - 〇 国際関係法(公法系)の科目の範囲に関し、平成22年新司法試験考査委員に対するヒアリングを実施した。
 - 上記ヒアリングに引き続き、以下の協議を行った。
 - (◎委員長, ○委員, △事務局)
 - ◎ 引き続き、国際関係法(公法系)の科目の範囲について、協議する。ヒアリングでの考査委員の提案は、国際関係法(公法系)の対象を国際法(国際公法)に限定するというものであったが、いかがか。
 - 考査委員の説明のとおりであれば、その提案どおりで良いと思う。ただ、受験者や 教員にとって出題範囲が本当に明確になるのかという点が気になるので、事務局にお いて、国際法の体系書がどのようになっているのかを確認してはどうか。
 - ◎ 国際法の範囲が一般的にどこに及ぶのかについて、各法科大学院の授業で使われている教科書、体系書の確認を事務局にお願いする。
 - △ 承知した。
 - 〇 科目の範囲を限定すると、今後の出題においては、例えば、平成19年の第1問設問4はどうなるのか。
 - ◎ 考査委員は必ずしも明言しなかったように思うが、難民の問題が国際法の範囲との 関係でどうなるのかという点によるのではないか。
 - この問題を見ると、国際法の範囲といっても、幅があるように感じる。また、国際 法学会の意見では、現在の出題範囲でもまだ広いとして、国際法の中から具体的に除 外する分野を挙げている。この立場からすると、国際関係法(公法系)は国際法(国 際公法)を対象とする、としても範囲が狭くなったとは感じない。
 - 〇 実質的には出題範囲は変わらないということであるから、今ひとつ分かりにくいの

ではないか。

- 国際人権法が具体的な行政訴訟や憲法裁判にかかわるような部分については、国際 関係法(公法系)の出題範囲から外しておくということは理解できる。ただ、国際法 にかかわる部分では国際人権法やその他の分野が取り込まれるという点は、あいまい な感じがしないでもない。
- O 実質的な出題範囲は変わらないが、国際法といえば範囲が明確になるという前提での提案は、それならそれで良いという気がする。先ほどの考査委員の説明は、国際法の中に、国際法としての人権の分野があり、それは範囲から除外するつもりはないという前提であった。仮に、人権にかかわる部分について実質的に出題範囲を狭めるというのであれば、時代に逆行するという感じを受ける。
- ◎ 国際人権法というと、国際法の分野だけでなく、憲法や行政法の分野も含まれる。 その部分は、従来も出題していないし、今後も出題しない、ということであった。
- O 国際関係法(公法系)の対象を国際法に限定した場合,人権に関する部分を対象から外したのかとの質問に対しては、これを否定することになろう。
- ② 現在は、実際には「国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。」という方針で出題しているが、元々の答申の「国際関係法(公法系)は、国際法(国際公法)、国際人権法及び国際経済法を(略)対象とする。」との記載がそのまま維持されている。つまり、答申の記載が残ったまま、アナウンスで出題範囲が実質的に限定されている。これについて、発想を変えて、元々の答申の記載を変更し、国際法(国際公法)に限定してほしいということである。対象を国際法に限定しても、人権の問題はその中に含まれるので、出題は排除されない。国際法のみを対象とする場合には、人権の問題が出題されても、それは国際法から出題されたと受験者も教員も理解し、誤解することはないだろう。しかし、現在は、答申の元の記載が残っている以上、出題範囲が国際法に限定されていると説明しても、なかなか理解され難い。説明は、そのような趣旨であろう。
- O そうすると、出題イメージの内容を、範囲に関する新たな決定に折り込むことになるのか。
- ◎ いや、原則と例外を逆転させるということだろう。広いものを狭めるのではなく、元々狭いものにしておく方が、メッセージとしては明確になるということである。各法科大学院では、国際法や国際人権法、国際経済法といった科目があるが、法科大学院生は、国際法で教えられる範囲から出題されると考える。また、国際法の授業に人権の問題をどれだけ取り込むかは教員次第であろうが、これを教える教員は国際法の教員である。そういうことになるのではないか。
- 〇 出題範囲が国際法(国際公法)に限定されることが変わらないといっても、現状では、アナウンスによって、それ以外の部分が出題されないということになっている。 受験者としては、来年どうなるか分からずに不安であるから、結局、国際人権法も国際経済法もすべて勉強せざるを得ないということになる。そのような不安を払ばする意味は大きいと思う。
- O 法科大学院によっては、開設講座が国際公法、国際経済法、国際人権法と截然と分かれているところもあり、このように分かれていれば、国際関係法(公法系)の対象を国際法のみとしたときに非常に分かりやすい。しかし、皆がそのような理解でいな

いと、かえって混乱するのではないか。

- O 確かに、国際人権法という名前の講座が設けられていない法科大学院もあるようだが、そのような法科大学院でも、国際法の講義で国際人権法にわたる内容を教えている可能性はある。
- ◎ 国際法の教員が教えているのであれば、普通は憲法や行政法にわたる部分には触れないということであろう。
- 国際人権法を主とする教員が国際法の講義をしていた大学もある。担当する教員に よって、教える範囲が違うということもあるのではないか。
- 国際関係法(公法系)は国際法(国際公法)の基本的理解を問うものである、という形では駄目なのだろうか。例えば、行政法の問題で建築基準法などが取り上げられるが、それは建築基準法そのものを聞いているわけではなく、ある行政法規を素材として与えて、行政法の基本に従って解釈・適用できるかを聞くものである。同じように、国際人権法や国際経済法の問題であっても、それ自体を聞いているのではなく、材料にすぎないということが分かれば、受験者は安心するのではないか。平成19年の第1問は、難民について勉強していないと解けないように思われるが、そのように考えると、この問題はどうなるのか。
- △ 例えば、国際法(1)、国際法(2)、国際人権法、国際経済法、国際刑事法、国際法務入門といった講座を開設している法科大学院のシラバスを見ると、国際法(1)の中で「難民の地位と国際法」というテーマが挙げられており、「『難民の地位に関する条約』、『難民の地位に関する議定書』に定める難民とは、日本における難民認定の実態など」を内容としている。
- O そうすると、難民に関する基本的な問題は、国際法に取り込まれていると理解する のか。
- 考査委員の説明でも、難民条約は国際法そのものであるということだったので、この出題であっても国際法の範囲内ということになる。
- ◎ では、次回、体系書の内容を事務局に確認させた上で、引き続き協議する。協議の 便宜のため、事務局には、考査委員の提案に沿った形で決定案の準備をお願いする。

(7) 次回開催日程等について (説明)

〇 次回の司法試験委員会は、本年7月中旬から8月上旬ころに開催することが確認された。

(以上)

平成22年新司法試験考查委員推薦候補者名簿

大材	k -	文 敏	憲		法	愛知大学法学部・大学院法務研究科教授
永 田		秀樹	憲		法	関西学院大学大学院司法研究科教授
野坂	-	泰司	憲		法	学習院大学専門職大学院法務研究科教授
山本		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	憲		法	熊本大学大学院法曹養成研究科教授
矢 島		基 美	憲		法	上智大学法学部教授
岡田		女 幸	憲		法	日本大学大学院法務研究科教授
川 岸		令 和	憲		法	早稲田大学政治経済学術院・大学院法務研究科教授
毛利		透	憲		法	京都大学大学院法学研究科教授
藤原	F]	真由美	憲		法	弁護士(第二東京弁護士会)
小 泺	7]	正 明	憲		法	法務総合研究所教官
横田	3 1	希代子	憲		法	法務省人権擁護局参事官
藤本	z }	台 彦	憲		法	内閣法制局参事官(第二部)
嶋村	t	勲	憲		法	法務省保護局恩赦管理官
曽 和	П (変 文	行	政	法	関西学院大学大学院司法研究科教授
高 橋	新	滋	行	政	法	一橋大学大学院法学研究科教授
岡田]	正 則	行	政	法	早稲田大学大学院法務研究科教授
佐 伯	白 右	站 二	行	政	法	同志社大学大学院法学研究科教授
人見	l	岡川	行	政	法	立教大学大学院法務研究科教授
角松	<u> </u>	生 史	行	政	法	神戸大学大学院法学研究科教授
中 原	京 京	支 樹	行	政	法	東北大学大学院法学研究科教授
松田	∃ ₹	开 一	行	政	法	弁護士(第一東京弁護士会)・日本大学法学部客員教授
中辺	<u> </u>	秀樹	行	政	法	元名古屋高等裁判所長官・大東文化大学大学院法学研究科特任教授
秋 山	Ţ	壽 延	行	政	法	元東京高等裁判所部総括判事・中央大学大学院法務研究科客員教授
長 屋	己 -	文 裕	行	政	法	元最高裁調査官
住 川	}	羊 英	行	政	法	法務省入国管理局警備課長
秋 田	3 1	智 子	行	政	法	法務省大臣官房行政訟務課付
千 葉	Ę J	惠美子	民		法	名古屋大学大学院法学研究科教授
滝 沥	3 5	昌 彦	民		法	一橋大学大学院法学研究科教授
道垣内	J 5	以 人	民		法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
野澤	罩]	E 充	民		法	立教大学大学院法務研究科教授
工 菔	簽 才	沽 巖	民		法	明治大学法科大学院法務研究科教授
大久保	R \$	邦 彦	民		法	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
水 野	f	謙	民		法	学習院大学法学部教授
松本	< 1	申 也	民		法	弁護士(第二東京弁護士会)
野村	寸 i	吉太郎	民		法	弁護士(東京弁護士会)
星野	予 3	雅 紀	民		法	元千葉家庭裁判所長・日本大学大学院法務研究科教授
升 田	1	純	民		法	元東京高等裁判所判事・中央大学大学院法務研究科教授
近崩	茶 礼	浴 之	民		法	法務省大臣官房参事官(訟務担当)
野呂	3 才	谷 子	民		法	法務総合研究所教官
柴 田	3 7	和 史	商		法	法政大学大学院法務研究科教授
野田		博	商		法	一橋大学大学院法学研究科教授
小 材		量 	商		法	名古屋大学大学院法学研究科教授
鳥山		· 一	商		法	早稲田大学大学院法務研究科教授
竹湄	•	修	商		法	立命館大学法学部教授
)II =] 7		商		法	同志社大学大学院法学研究科教授

Ш	田	純	子	Ī	商				法	甲南大学大学院法学研究科教授
弥	永	真	生		商				法	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
藤	田	浩	司	Ī	商				法	弁護士 (東京弁護士会)
阿	多	博	文	Ī	商				法	弁護士(大阪弁護士会)
武	井	洋	_	Ī	商				法	弁護士 (第一東京弁護士会)
中	島		肇	Ī	商				法	元東京高等裁判所判事・桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
望	月	栄皇	里子	Ī	商				法	法務総合研究所総務企画部付
中	Щ	幸	_	J	民	事	訴	訟	法	明治大学法科大学院法務研究科教授
宇	野		聡	J	民	事	訴	訟	法	関西学院大学大学院司法研究科教授
髙	田	昌	宏	J	民	事	訴	訟	法	大阪市立大学大学院法学研究科・法学部教授
下	村	眞	美	J	民	事	訴	訟	法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
畄	田	幸	宏	J	民	事	訴	訟	法	同志社大学大学院法学研究科教授
越	Щ	和	広		-		訴	,	法	関西大学大学院法務研究科教授
畑		瑞	穂	•	•	事		訟	法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吏川原	•		•	- 4	事	訴	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	法	早稲田大学大学院法務研究科教授
中	田	昭	孝		•	事一	訴		法	元大阪家庭裁判所長・京都大学大学院法学研究科教授
宗	宮	英	俊	•	-	事		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	法	元東京高等裁判所部総括判事
土	屋	文			-	事	訴		法	元東京高等裁判所判事・東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤	田田田		美			-	訴		法	元東京地方裁判所判事・琉球大学大学院法務研究科教授
澤京	-	久		•	-	事	訴	訟		法務省大臣官房租税訟務課付
高林	橋	則	夫		刑 刑				法法	早稲田大学大学院法務研究科教授 立教大学法学部教授
佐久	相	天力	修	· ·	刑				法	大阪大学大学院高等司法研究科教授
林	(H]	陽	多 	· ·	刑				法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
橋	本		博		刑				法	一橋大学大学院法学研究科教授
塩	見	-11-	淳	· ·	刑				法	京都大学大学院法学研究科教授
上	嶌	_		· ·	刑				法	神戸大学大学院法学研究科教授
成	瀬	幸	典		刑				法	東北大学大学院法学研究科教授
大	木		孝	3	刑				法	弁護士 (横浜弁護士会)
龍	畄	資	晃	J	刑				法	元福岡高等裁判所長官・学習院大学大学院教授
佐	藤		淳	3	刑				法	法務省矯正局参事官
古	宮	久	枝	3	刑				法	法務省刑事局付
Щ	中	_	弘	3	刑				法	司法研修所教官
寺	崎	嘉	博	3	刑	事	訴	訟	法	早稲田大学大学院法務研究科教授
安	村		勉	3	刑	事	訴	訟	法	千葉大学大学院専門法務研究科教授
田	中		開	3	刑	事	訴	訟	法	法政大学大学院法務研究科教授
洲	見	光	男	7	刑	事		訟		同志社大学法学部・大学院法学研究科教授
千	田	恵	介			事		訟		東京大学大学院法学政治学研究科教授
	号場	文	彦			-		訟		京都大学大学院法学研究科教授
渡	邊	ゆ	り	ĺ				訟		一橋大学大学院法学研究科教授
福	田	尚	司	· ·		事		訟		神戸大学大学院法学研究科教授
小	松	初	男	ŕ		事一		訟		弁護士(第二東京弁護士会)
髙	岡	信	男	· ·		-		訟		弁護士(東京弁護士会)
川	上	拓		ŕ				訟		元さいたま地方裁判所部総括判事・早稲田大学大学院法務研究科教授
和	田	雅	樹鉱	· ·		事		訟		法務省刑事局国際課長
Ш	越	弘	毅	· ·		事	訴	訟	法	司法研修所教官
田	頭	章	_	1	倒		産		法	上智大学大学院法学研究科教授

L	Ц	本		研	倒		産		法	早稲	田大学法学部教授
木	公	下	祐	記	倒		産		法	千葉	大学大学院専門法務研究科准教授
E	\exists	П	和	幸	倒		産		法	弁護	士(第一東京弁護士会)
F	\exists	暮	直	子	倒		産		法	法務	省民事局付
L	Ц	П	貴	亮	知	的	財	産	法	法務	省刑事局付
J	野	田		進	労		働		法	九州	大学法科大学院教授
Ē	盖	田	陽	_	労		働		法	早稲	田大学大学院法務研究科教授
Ā	茶	戸	英	幸	労		働		法	上智	大学大学院法学研究科教授
7.	火	町	勇-	一郎	労		働		法	東京	大学社会科学研究所教授
J	太	田	恒	久	労		働		法	弁護	士(第一東京弁護士会)
礻	畐	岡	右	武	労		働		法	元前	橋家庭裁判所長・早稲田大学大学院法務研究科教授
ţ	70	藤	雄	=	労		働		法	中央	労働委員会事務局第三部会担当審査総括室付審査官